大使館からのお知らせ（新型コロナウイルス感染症に関する政府の取り組み（４月１日））

＜ポイント＞
〇４月１日付けの新型コロナウイルス感染症に関する日本政府の取り組み：ポーランドから帰国した際に執られる措置について

既に外務省海外安全情報の広域情報としてお知らせしているとおり，本１日，新型コロナウィルス感染症に関する日本政府の取り組みが発表され，新たな措置が執られることとなりました。本件に関し，ポーランドから帰国される邦人のみなさまに，帰国後執られる措置につきまして，以下のとおりお知らせします。なお，ポーランド以外の国等に係る情報につきましては，前述の広域情報をご確認ください。

●日本時間４月３日午前０時から当分の間，１４日以内にポーランドに滞在歴のある帰国者は，質問票の記入，体温測定，症状の確認が求められ，ＰＣＲ検査の実施対象となります。４月３日午前０時以降に日本に到着した者全員が対象です。

なお，引き続き，検疫所長の指定する１４日間の待機及び公共交通機関を使用しないことを要請されます。

（問い合わせ先）
在ポーランド日本国大使館　領事班
☆電話：＋４８　２２　６９６　５００５
※開館時間のみ[09:00～12:30，13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（+48 22 696 5000）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。
☆メール：cons@wr.mofa.go.jp
☆ＨＰ：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html